ハ　当該金融機関等が株式等の引受け等に係る申込みをするときは、株式等の引受け等を求める額及びその内容

ニ　組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等に係る申込みをするときは、当該組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等を求める額及びその内容並びに当該株式等の引受け等を受けて当該組織再編成銀行持株会社等が対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期

ホ　業務実施金融機関における収益の見通し

四　当該金融機関等及び当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等の申込みをしないときは、業務実施金融機関が業務を行う地域における信用供与の実施に関する事項

五　その他政令で定める事項

2　金融機関等が行う金融組織再編成が特定組織再編成であるときは、当該金融機関等が前項の規定により行う経営強化計画の提出は、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等が連名で行うものとし、金融組織再編成の当事者である金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同項の申込みをするときは、当該金融機関等が同項の規定により行う経営強化計画の提出は、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で行うものとする。

3　特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が第一項の規定による申込みをする場合には、当該申込みを第十五条第一項又は第二項に規定する申込みと、第一項に規定する経営強化計画を第十六条第一項に規定する経営強化計画と、第一項の規定による経営強化計画の提出を同条第一項の規定による経営強化計画の提出とそれぞれみなして、第三章（第十七条第二項を除く。）及び第五章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十五条第一項	株式等の引受け等	株式等の引受け等（当該組織再編成金融機関等が銀行等又は銀行持株会社等である場合にあっては、株式の引受けに限る。）
第十五条第二項	株式の引受け	次に掲げる要件の全てに該当する
第十七条第一項	株式等の引受け等	第三号、第四号イからハまで、ホ及びヘ並びに第五号から第八号までに掲げる要件の全てに該当し、かつ、第十五条第一項又は第二項に規定する組織再編成金融機関等が第三十四条の九の三第一項に規定する組織再編成金融機関等に該当する
第十七条第一項第四号イ	前条第一項第五号ロ	第三十四条の九の三第一項第三号ロ
第十七条第一項第四号ヘ及び第六号ニ⑵	株式の引受け等	当該対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切に
第十七条第一項第八号	当該株式等の引受け等	により適切に資産の査定が

第十七条第三項	が発行する株式の引受け	に対して株式等の引受け等
第十七条第六項	株式の引受け	株式等の引受け等
第十七条第八項	議決権制限等株式	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
	第十七条第一項」	第十七条第一項」と、「同条第二項に規定する議決権制限等株式」とあるのは「会社法第百十五条に規定する議決権制限株式」
第十七条の二	第二百六条の二	第二百六条の二又は第二百四十四条の二
	株式の引受け	株式等の引受け等（株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに限る。）
	募集株式の割当て	募集株式の割当て若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権の割当て
	第二百五条第一項	第二百五条第一項若しくは第二百四十四条第一項
第十九条第二項	第十六条第一項第五号ハ	第三十四条の九の三第一項第三号ハ
	第一号から第三号まで、第四号イからニまで	第三号、第四号イからハまで
第十九条第三項	第十六条第一項第五号ハ	第三十四条の九の三第一項第三号ハ
第十九条第三項ただし書	第一号から第九号まで	第三号、第四号イからハまで、ホ及びヘ並びに第五号から第九号まで
第十九条第三項第四号イ	第十六条第一項第五号ロ	第三十四条の九の三第一項第三号ロ
第十九条第三項第四号ヘ及び第六号ニ⑵	株式の引受け	株式等の引受け等
	当該株式等の引受け等	当該対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等
第十九条第三項第八号		により適切に資産の査定が
第十九条第五項	議決権制限等株式	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
	第十七条第二項、第三項	第十七条第三項